

今年もやります

臨時福祉給付金と
子育て世帯臨時特例給付金

2つの給付金






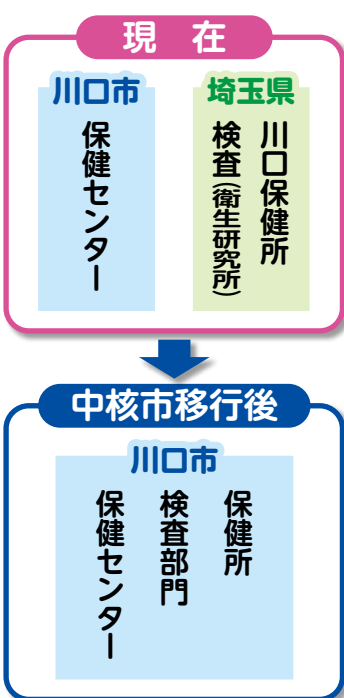
振り込め詐欺にご注意ください



臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。不審な電話があった場合は、警察署や警察相談窓口電話（#9110）にご連絡ください。

消費税率の引き上げに伴い、所得の低いかたがたへの負担緩和や、子育て世帯への影響などを踏まえ臨時的な給付を行います。給付金を受け取るには申請が必要になります。忘れずに手続きしましょう。

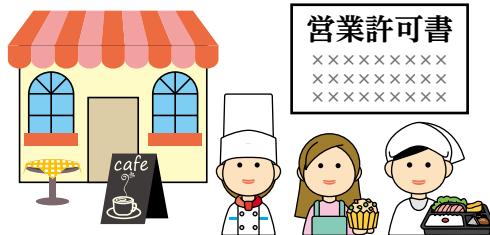
	臨時福祉給付金 	子育て世帯臨時特例給付金 
支給対象者	平成27年1月1日に市に住民登録があり平成27年度の市民税(均等割)が課税されないかた ※課税者の扶養親族や生活保護受給者などは対象外	平成27年5月31日に市に住民登録があり平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者・要件を満たすかた
※両方に該当するかたは、2つの給付金を受け取ることができます。		
支給額	支給対象者1人につき6,000円 ※年金受給者などに係る加算措置はありません。	対象児童1人につき3,000円 ※対象児童は平成27年6月分の児童手当対象者です。
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 市から支給対象者に申請書を郵送(8月予定) ※詳細は申請書に同封のお知らせをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 6月の児童手当現況届が給付金の申請書を兼ねています。必要事項を記入の上申請してください。 市は内容確認後、児童手当の口座に入金 ※公務員のかたは勤務先から交付された申請書を子ども育成課へ郵送してください。
申請期間	8月(予定)~12月	6月~12月
支給開始	10月から順次	
問い合わせ	臨時福祉給付金事業プロジェクト・チーム ☎048-258-1110(大代表)内線2801・2802	子ども育成課 ☎048-258-1113 FAX048-252-7776 〒332-8601 青木 2-1-1



市が新たに開設する保健所では、現在、埼玉県川口保健所で行っている食品衛生や環境衛生などの業務の他、埼玉県衛生研究所(吉見町)で行っている検査業務の一部を実施します。これにより、食中毒などの健康被害の予防、拡大防止に迅速な対応が可能となります。

また、保健所業務と保健センター業務とを一体的に提供できる体制となり、効率的できめ細やかなサービスが提供できるようになります。

今年度から市では健康増進部に保健所準備室を設置し、川口市の保健所開設に向けて準備を進めています。

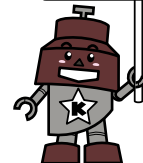


保健所を市が運営

NEWS!
中核市 5

中核市になると、どんなことが変わるのでしょうか。今回は保健衛生分野をご紹介します。

平成30年4月
中核市移行
を目指して



問い合わせ…中核市推進室 ☎048-271-9513 FAX048-259-6860 市ホームページ「中核市への移行」もご覧ください。